

—災害と法改正で振り返る50年—

昭和38年

7月15日(月)

『近代消防』創刊

8月22日(木)

①東京都豊島区 池袋西武百貨店火災



午後0時56分頃、池袋西武百貨店の7階食堂前から出火。死者7

人、負傷者114人。耐火建築地上8階地下2階の同百貨店の7、8階、計1万250㎡を焼損した。この火災では、8階から屋上へ避難した人が約55人ほどいたが、そのうち15人が民間ヘリコプターを使って空輸され、救出された（他は屋外階段を使って地上へ避難した）。

① 昭和38年7月には建築基準法が改正され、建築物の高さの最高制限とされてきた31mの規制が廃止された。日本においても超高層建築物の出現が予想されることから、ヘリコプター配備なども含めて防火・防災対策が図られることになる。

昭和39年

6月16日(火)

②新潟地震



午後1時2分頃、新潟と山形の県境沖合の栗島付近を震源とする

M7.5の地震が発生。この地震による被害は、新潟、山形、秋田県の日本海沿岸域を中心に9県におよび、死者26人、負傷者431人、住家1,960棟が全壊、6,640棟が半壊した。この地震で、昭和石油(株)新潟製油所の5基のタンクが自然鎮火するまで360時間燃え続けた。

②③ 新潟地震による昭和石油(株)製油所火災に続いて発生した(株)宝組勝島倉庫爆発火災を契機として、大災害、頻発する危険物施設での火災、生成発展する危険物産業の実態に即応するため、昭和40年5月14日に消防法及び消防組織法の一部が公布された。

7月14日(火)

③東京都品川区 (株)宝組勝島倉庫爆発火災



午後9時55分頃、無許可貯蔵されていた大量の危険物のうち、長時間炎天下に放置されていた硝化綿

が乾燥分解して自然発火。野積みされた約2千本のドラム缶の硝化綿が小爆発して燃え、隣接倉庫内の危険物に引火して爆発、火災となった。この爆発の爆風で倒壊した10号、7号倉庫の下敷きとなり消防職員18名、消防団員1名が殉職。二次爆発により消防職員80名、消防団員9名を含む158人が負傷した。

④ 川崎市金井ビル火災では、煙制御の問題が大きく論議されることになった。そのような中、耐火建築物における人命安全には煙制御が必要であること、建築物の堅穴を区画することが必要であるといった結論が、建築学会大会等で出された。また、建築物の内装材の火災伝播や、新建材の燃焼時の有毒ガス発生の問題から、建築材料の燃焼時の特性についても研究が進んだ。これらの知見に基づいて、昭和44年の堅穴区画、昭和45年の排煙設備の規定など、建築基準法の大改正につながった。

昭和40年

4月10日(土)

東京都渋谷区 渋谷東急ビル火災 (負傷36人、焼損面積2,754㎡)

工事中の7階室内から出火。防火管理制度を発足させた消防法の一部改正(昭和43年法律第97号)の背景火災のひとつ。

10月4日(月)

東京都足立区 喫茶店ニューブリッジ火災 (死者5人、負傷4人、焼損面積234㎡)

調理場コンロの消し忘れから出火。防火管理制度を発足させた消防法の一部改正(昭和43年法律第97号)の背景火災のひとつ。

⑤ 群馬県水上温泉・菊富士ホテル火災では、可燃材の内装材が延焼を速めたことが指摘され、とくに床材のカーペット下地にクッション用フェルト(速燃性)を用いていたことが火勢を速めたことが注目された。そこで、日本防災協会の前身である防災協議会は、学識者、通産省担当官、工業技術院担当官、業界代表からなる技術委

昭和41年

1月9日(日)

④神奈川県川崎市 金井ビル火災

午前0時58分、川崎市本町の鉄筋コンクリート造地下1階地上6階建ビルの3階・キャバレー女性従業員更衣室から出火。男性従業員が駆けつけたものの初期消火に失敗し、火は3、4、5階の延べ691.5㎡を焼損し、5階と6階にいた者のうち12人が逃げ遅れて一酸化中毒で死亡し、14人が負傷した。

昭和46年

1月2日(土)

和歌山市 観光旅館・寿司由楼火災 (死者16人、負傷者15人、焼損面積2,749㎡)
午前1時3分頃、旧館(木造)2階から出火。消防用設備等については、相次いだ旅館・ホテル火災での消防法施行例改正により、消防設備の設置義務が強化されたため、自動火災報知設備を1月10日から着工する予定だった。

4月27日(火)

⑨広島県 呉市林野火災

午前11時10分頃、広島県呉市広町の大張矢山の民有林で、道路整備作業にあっていた作業員のたき火の火が周囲の枯れ草に燃え移り、異常乾燥注意報、火災警報発令中という悪条件のもと、一挙に拡大し、林野火災となった。この火災の消火にあっていた消防職員18名が火に巻き込まれて殉職した。

⑨ 自治省消防庁では、昭和45年度から林野火災の危険度の高い地域に対して、林野庁と共同して林野火災特別地域対策事業を推進してきた段階でもあり、この火災を重視。5点の教訓を示すと共に、ヘリコプターによる立体的な消防活動体制の確立をはじめ、戦術、消防機器の近代化、科学化の推進を図ることとなった。

昭和47年

5月13日(土)

⑩大阪市千日デパートビル火災



午後10時27分頃、電気配管を改装中の3階・スーパー「ニチイ千日前店」婦人服売場付近から出火、鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上7階地下1階の同ビルの2階から4階の9,763㎡を焼損する

火災となった。出火当時、7階のアルバイトサロン「プレイタウン」は営業中で、客、従業員ら179人が滞在していた。出火際には大量の衣料品が陳列されており、しかも化学繊維製品が多かったため猛煙が立ち上り、それがエレベーターシャフト、ダクトなどを伝って、プレイタウン店内に充満した。7階滞在者のうち、22人が飛び降りて死亡し、96人が窒息死した。死者は118人、負傷者は全体で81人。

⑩ 自治省消防庁は千日デパート火災を受け、昭和47年12月の消防法施行令の改正、昭和48年6月の消防法施行規則の改正を通じて、防火管理体制の強化を図った。

昭和47年12月の消防法施行令の改正では、火災の早期発見、早期通報を行うことで安全避難が図られるとして自動火災報知設備の設置について、既存不適格であっても、複合用途ビルをはじめ劇場、キャバレー、百貨店、旅館、ホテル等、不特定多数が利用する施設を対象に義務づけられることとなった。

一方、スプリンクラーについては、大洋デパート火災、身体障害者に犠牲を出した北九州市の八幡病院火災が続いたため、昭和48年6月の消防法施行規則の改正を行い、また49年7月の消防法施行令、昭和49年12月の消防法施行規則の一部改正を通じて消防用設備等の設置および維持に関する技術上の基準を整備強化した上で、49年6月1日に消防法の一部を改正し、百貨店、地下街、複合用途防火対象物は52年3月31日までに、旅館、病院その他の特定用途防火対象物には昭和54年3月31日までに、消防法第17条の消防用設備等の技術上の基準に従って、スプリンクラー設備等の設置、維持を義務付けた。既存遡及での適用である。

昭和48年

3月8日(木)

福岡県北九州市 済生会八幡病院火災 (死者13人、負傷者3人、焼損面積888㎡)

午前3時21分頃、蚊取り線香の火がカーテンに燃え移り、火災となった。

7月7日(土)

山口県徳山市 出光石油化学株徳山工場爆発事故 (死者1人、焼損面積1,900㎡)

アセチレン水添塔の温度上昇で、バルブからガス噴出、火災。石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)制定の背景火災のひとつ。

9月25日(火)

大阪府高槻市 西武高槻ショッピングセンター火災 (死者6人、負傷者13人)

午後6時頃、開店を4日後に控えたショッピングセンターの地下1階から出火。搬入されていた商品が燃え、火災が拡大。2万8,679㎡を焼損した。

11月29日(木)

熊本市 大洋デパート火災 (死者103人、負傷者121人、焼損面積13,587㎡)

午後1時15分頃、2階C階段踊場部分から出火。大洋デパートは増築工事中で、自動火災報知設備、スプリンクラー設備の設置はそれと並行して行われる予定で、結果的に未設置であったこと、火災発生の通報が店内にされず、適切な避難誘導が無かったこと等が重なり、デパートとしては日本最大の死者103人(入院後死亡の3人を含む)、負傷者121人の犠牲者を出した。

昭和49年

11月9日(土)

⑪東京湾 LPGタンカー第十雄洋丸火災

午後1時37分頃、東京湾浦賀水道の中ノ瀬航路で、LPGタンカー第十雄洋丸(43,700t)とリベリア船籍の鉄鋼材貨物船パシフィック・アレス(1874t)が航行中に衝突し火災が発生。両船で死者33人、負傷者34人。

昭和55年

11月20日(木)

⑯栃木県 川治プリンスホテル火災

午後3時15分頃、雅苑本館1階西側天井付近から出火、発見の遅れと有効な初期消火も行われなかったこと、さらに階段の防火区画がなされていなかったことにより、火は一挙に拡大し、鉄筋一部木造4階建の本館、木造2階建の別館の2棟3,582㎡を焼損した。死者45人(宿泊客40人)、負傷22人。

昭和57年

2月8日(月)

⑰東京千代田区ホテルニュージャパン火災



午前3時35分頃、地上10階地下2階建のホテルニュージャパンの9階客室から出火、火は瞬間に

燃え広がった。同ホテルには315人が宿泊中であったが、自動火災報知器のスイッチがOFFになっていて作動せず、宿泊客の避難が遅れ、煙に巻かれたり、逃げ場を失い窓から飛び降りたりしたため、外国人22人を含む宿泊客33人が死亡し、34人が負傷した。焼損面積は4.186㎡、損害額は17億2,613万円。

⑰ 昭和55年11月の川治プリンスホテル火災を契機として発足した「適マーク制度」は、当面の目標を旅館・ホテルに置いて、推進が全国的に図られてきたが、この火災を教訓に表示・公表制度の意義がさらに一般に浸透し、昭和57年3月末にはほぼ全国的に適マークの交付が進んだ。さらに昭和53年3月には、同制度の全国一斉対象が劇場、百貨店等に拡大された。

昭和58年

5月26日(木)

⑱日本海中部地震(死者104人 負傷324人)

正午頃、秋田沖西方100km、深さ10kmを震源とするM7.7の地震が発生。秋田県秋田市、青森県むつ市他で震度5を記録した。東北電力(株)秋田火力発電所では、燃料原油33,000klを貯蔵する10号タンクが地震と同時に火災。人的被害はなかったものの、3億500万円の損害。その他、青森県で共同石油タンクのバルブが亀裂、新潟県で昭和石油タンク4基、共同石油タンク3基が亀裂による油漏れを起こすなど、石油コンビナートの被害が出た。

⑱ 地震により石油コンビナートに被害がでたことで、昭和59年8月に危険物の規制に関する政令の一部が改正され、屋外貯蔵タンクの技術基準の強化が図られた。また、この改正に併せて、危険物に係る行政事務の合理化を図るための措置も講じられた。

10月3日(月)

東京都三宅村 三宅島雄山噴火(全壊340棟)

雄山の中腹が噴火し、流出する溶岩で同島西部の阿古集落の大変が埋没した。割れ目噴火による溶岩流出は約15時間継続した。火山性地震も発生した。

11月22日(火)

⑲静岡県掛川市 つま恋プロパンガス爆発事故

午後0時48分頃、ヤマハレクリエーション「つま恋」内のバーベキューガーデン「満水亭」でプロパンガスが爆発。鉄筋平屋トタンぶきの同食堂を全壊・全焼した。この事故で、食事客、従業員等14人が死亡、負傷者は27人。

12月下旬

～59年3月

全国 雪害(東北、北陸、特に新潟、富山 死者131人、負傷者1,366人)

北暖西冷型の寒波に見舞われ、各地で雪害。48市町村に災害救助法を適用。

⑲ 東海倉庫火災により、火災等の場合に有毒ガスを発生する劇毒物の危険性は大きな問題となり、昭和56年1月、消防法施行令が改正され、毒物及び劇物取締法に規定する毒物、劇物のうち所轄消防長または消防署長に届出を要する物質として、シアン化水素、アンモニア等が指定され、さらに同年5月には自治省令で、水又は熱を加えること等により、人体に重要な障害をもたらすガスが発生する等、火災予防、消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質が新たに指定された。これら措置により、消防機関が消火活動に重大な支障のある劇毒物を的確に把握できるようになった。

⑲ 消防法令に違反する防火対象物に対する是正の手段は、厳格に法令上の措置をとるだけでなく、広く国民に防火対象物の防災対策の状況を知らせることが効果的であるとし、昭和56年5月、一定の防火対象物(旅館・ホテルの場合は収容人員30以上で、階数が3階以上あるもの)のうち、一定の防火基準に達しているものはその旨を表示し、措置命令に応じない悪質なものはその旨を公表する「表示・公表制度(適マーク制度)」を創設した。しかし、平成13年9月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を契機に、広く大規模な特定防火対象物および1階段の特定防火対象物の防火管理の徹底を図るため、「防火対象物定期点検報告制度」及び同報告制度の対象とならない旅館・ホテル等を対象とした「自主点検報告表示制度」が平成15年10月1日から新たに導入された。これに伴い、これまで通知に基づいて実施されていた適マーク制度は同年9月30日をもって発展的に廃止された。

昭和63年

6月7日(火)
～29日(金)

平成元年

8月24日(木)

西日本豪雨・土砂災害（死者・行方不明者31人、負傷者70人）

㊸東京都江東区 超高層マンション・スカイシティ南砂火災



午後3時50分頃、東京都江東区南砂の28階建の超高層マンション「スカイシティ南砂」（242世帯、

663人入居）の24階の住居から出火。6人が負傷。出火点の24階は約63mの高さにあり、はしご車が届かず、消火活動は出火階下の23階を拠点とし、建物内部の連結送水管を使って行われた。東京消防庁は3機のヘリコプターを出動させ、消火作業と逃げ遅れた人がいないかなどの点検作業に当たった。

㊹ バブル期の地価高騰でマンションの高層化が進む中、この火災は以後の防災対策に大きな教訓を残した。連結送水管、非常用エレベーターなど防災対策上、高層ビルに設置が義務付けられている装置の効果が確認された反面、①住居用スプリンクラーの普及、②バルコニーの設置義務、③防火扉の機構の見直し、が課題として指摘された。また消防活動におけるヘリコプターの活用がさらに注目されることとなった。

㊸兵庫県尼崎市 長崎屋尼崎店火災



午後0時30分頃、兵庫県尼崎市の長崎屋尼崎店の4階寝具・インテリア売場付近から出火し、鉄筋コンクリート造地下1階地上5階

建の同店の4階814㎡を焼損する火災となった。死者15人、負傷者6人。北側階段室の防火戸が段ボール箱等の障害物で閉まらず、有毒ガスを含む大量の煙が噴き上がり、15人が煙にまかれて死亡した。百貨店・スーパーの火災としては、昭和48年の熊本・大洋デパートに続く規模の惨事となった。

㊸救急救命士法の制定

Bangladesh 大型サイクロン（死者13万8,868人）

Bangladesh 南東部をサイクロンが襲い、ベンガル湾の周辺都市は最大風速65mの強風と6mを超す高潮に見舞われた。日本政府は、5月15日から23日間にわたってヘリコプター2機（東京消防庁「かもめ」と大阪市消防局「おおさか3」）と、国際緊急援助隊を派遣した。

雲仙普賢岳火砕流災害（死者・行方不明者44人、負傷者12人）

北海道・道央自動車道多重衝突事故（死者2名、負傷者73人）

午前8時50分頃、北海道千歳市長都の道央自動車道（北海道縦貫道）上り車線で186台に及ぶ車両多重衝突事故が発生した。

面積6,000㎡から、病院は3,000㎡、身体上又は精神上の理由により自ら避難することが困難な者が入居する施設は1,000㎡とした。

㊸ 自治省消防庁は、同店が適マーク交付の防火対象物であったことを重くみて、「物品販売店舗等における防火安全対策委員会」を設け、防火安全対策を検討した。そして、消防法施行令の一部が平成2年12月に改正され、物品販売店舗のスプリンクラー設備の設置が、床面積の合計が3,000㎡以上のものに義務づけられることになった。とくにスプリンクラー設備に係る遡及対象物については経過措置期間中の完全設置を強く指導したほか、物品販売店舗、病院・社会福祉施設、旅館・ホテルなど、それぞれの用途別に作成された防火管理体制指導マニュアルを活用し、自主防災体制の強化を促進することを方針として示した。

㊸ 昭和60年代になると、欧米諸国に比較して十分ではないと指摘されていた「プレホスピタル・ケアを充実し、傷病者の救命率の向上を図るべきである」との国民的な機運が高まり始めた。これらの世論を受けて消防庁は、救急業務の高度化に関して検討を重ねた結果、新たな医療職種としての国家資格である「救急救命士」の資格を取得した救急救員については、医師の具体的な指示の下、除細動、輸液、高度な機器を用いた気道確保を行うことができることとした。

同年3年5月15日、(財)救急振興財団の設立。同年8月14日、救急救命士法施行令の制定（政令第266号）、救急救命士法施行規則の制定（厚生省令第44号）。また、時を同じくして「救急救員の行う応急処置等の基準」を改正し、一

平成2年

3月18日(日)

平成3年

4月23日(火)

4月29日(月)

～4月30日(火)

6月3日(月)

平成4年

3月17日(火)

平成5年

1月15日(金)

釧路沖地震 (死者2人、負傷者966人、住家全壊53棟)

7月12日(月)

⑳北海道南西沖地震



午後10時17分頃、北海道の南西沖(北緯42.47、東経139.12)深さ

35kmを震源としたM7.8の地震が発生した。死者202人、行方不明28人、負傷者323人。死者・行方不明者のほとんどが津波による被害だった。津波警報は、約5分に発令されたが、奥尻島では間に合わなかった。

定の教育訓練を受けた救急隊員が当時最新の医療用電子機器を用いた傷病者の観察や、救命率を高めるための各種の応急処置を行うことができることとした。

平成6年

4月26日(火)

名古屋空港・中華航空機墜落炎上事故 (死者244人、負傷者7人)

㉔ 津波警報関係省庁連絡会議は、平成5年11月24日付「沿岸地域における津波警戒の徹底について」を申し合わせた。気象庁は「近海で発生する地震については、地震発生後2～3分程度で津波警報等の発表を行うことを目標として所要の措置を講ずる」こととなった。

12月21日(水)

㉙飯坂温泉・若喜旅館火災



午後10時48分覚知。福島県福島市の飯坂温泉の老舗ホテル「若喜旅館」の新館4階の大広間か

ら出火。同旅館は全焼(焼損面積5,723㎡)。宿泊客46人のうち、5人が一酸化炭素中毒で死亡、3人が負傷した。鉄筋コンクリート一部木造モルタル及び鉄骨コンクリート造地上8階建の旅館で、防火基準適合表示制度による適マークの交付済みだった。

㉙ この火災は、建築構造に不備があるにもかかわらず適マークが交付されていた施設で発生したもので、同制度への信頼性を失わせる恐れもあること、また、運用において建築部局との連携が不十分であったとの指摘もなされたことから、自治省消防庁は「旅館・ホテル等防火安全対策検討委員会」を設置し、防火安全対策の充実方策について検討を行い、防火管理体制の充実、避難誘導対策、初期消火対策の充実強化、防災寝具等の設置の促進等の対策をまとめた。

平成7年

1月17日(火)

㉚兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)



午前5時46分、淡路島北端付近(北緯34.36、東経135.02)の深さ16km

を震源とするM7.3の地震が発生した。死者6,434人、行方不明者3人、負傷者4万3,792人、家屋全壊10万4,906棟と甚大な被害を及ぼした。地震発生後293件の火災が発生し、その焼損面積は合計で83万5,835㎡となった。

㉚ 阪神・淡路大震災は防災対策の全ての領域に多岐にわたる教訓を残した。それらにもとづき、消防組織法が改正(平成7年法律第121号)され、広域的に消防機関の職員の応援出動等を迅速・的確に行うための措置が整備され、緊急消防援助隊が発足した。また、地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)の制定、災害対策基本法の改正(平成7年法律第110号)、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の改正(平成7年法律第132号)が行われた。

3月20日(月)

㉛地下鉄サリン事件



午前8時頃、営団地下鉄日比谷線、丸ノ内線、千代田線の3路線において、車両内に新聞紙に包んだ液体入りの容器が置き去られ、有毒ガスが発生した。通勤途中の

乗客、駅員等、多数が中毒症状を起こし、死者13人、負傷者6,200人以上を出す大事件となった。

これは後日、新宗教団体「オウム真理教」によるサリンを用いた無差別テロと判明した。救急救助活動開始時には有毒ガス・サリンによる事件とは認識されていなかったため、消防職員も135名が受傷した。1年後の追悼記事より。

㉛ 4月21日、サリン等の製造、所持を禁止し、発散させる行為についての罰則、被害が発生した場合の措置等を定めることを目的にした「サリン

平成22年

3月13日(土)

④札幌市 認知症高齢者グループホーム火災

午前2時25分頃、グループホーム「みらいとんでん」(2階建木造、延べ面積248㎡)の1階から出火。スプリンクラーの設置義務は延べ面積275㎡以上であり、スプリンクラーは設置されていなかった。死者7人、負傷者2人。

6月11日(金)

～7月19日(月)

7月25日(日)

平成23年

2月22日(火)

3月11日(金)

④東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)



午後2時46分、三陸沖を震源と

したモーメントマグニチュード9.0の巨大地震が発生。地震に伴い大津波が発生し、死者1万8,493人、行方不明者2,683人、負傷者6,217人。住家全壊12万8,801棟、半壊26万9,675棟の甚大な被害が出た。

3月12日(土)

東京電力株福島第一原子力発電所事故

巨大地震による強い揺れと推定高さ13mの津波に襲われた東京電力株福島第一原子力発電所は、電源喪失となり、12日から15日かけて、1号機、2号機、4号機で相次いで水素爆発が発生、大量の放射性物質が放出された。また、1号機から4号機までの使用済燃料プールの冷却が停止したことから、放水による冷却が必要になり、緊急消防援助隊による海水の放水が3月19日から25日にかけて敢行された。

平成24年

5月13日(日)

広島県福山市ホテル火災



午前6時58分頃、広島県福山市のホテル(4階建鉄筋コンクリート造一部木造)で火災が発生し、

死者7人、負傷者3人の人的被害が出た。同ホテルは、違法建築だったが、平成15年以降一度も立ち入り検査がなされていなかった。

総務省消防庁は翌5月14日、ホテル・旅館等の防火対策の徹底を求める通知を发出するとともに、緊急調査の実施を全国に求めた。

7月11日(水)

～14日(土)

9月29日(土)

12月2日(日)

平成25年

2月8日(金)

7月10日(水)

長崎市東山手町 認知症高齢者グループホーム火災(死者4人、負傷者8人)

『近代消防』創刊50周年記念号発行

④ 総務省消防庁は、消防庁長官の火災原因調査を発動するとともに、平成22年3月13日「社会福祉施設等に係る防火対策の更なる徹底について」(消防予第130号)の通知を发出した。

④ 平成24年6月27日、東日本大震災を踏まえた「消防法の一部を改正する法律」と「災害対策基本法の一部を改正する法律」が公布された。

消防法については、高層建築物等における防火・防災管理体制の拡充を図るとともに、検定に合格していない消防用機器等に係る回収命令制度の創設等4点の改正が行われた。①雑居ビル等における防火・防災体制の強化、②消防機関による火災調査権の拡大、③消防用機器等の違法な流通を防止するための措置の拡充、④消防用機器等の「検定」制度等の見直し。①では、防火管理体制があいまいな雑居ビル等に「統括防火管理者」、大規模・高層建築物に「統括防災管理者」の専任がそれぞれ義務付けられることとなった。

一方、災害対策基本法については、大規模災害時における対応の円滑化、迅速化等緊急性の高いものから法制化が進められた。

なお、同年9月16日には、前年12月に引き続き、原子力災害対策の強化等を図る「防災基本計画」の修正も行われた。

さらに同年10月19日に「消防法の一部を改正する法律等の運用について」(消防予第389号、消防技第60号)の通知を发出した。その概要は、①統括防火管理制度及び統括防災管理制度の整備、②火災の調査に関する制度の整備、③その他、である。